

自衛隊の本質と自衛隊員の人権

－ 軍隊・兵士のリアルと憲法9条2項 －

第47回全道基地問題交流集会

2023.12.17 弁護士 佐藤博文

1. 自衛隊の「軍事力」

日本国内の英語表記 自衛隊 Japan Self-Defense Forces
国際的な英語表記 Japanese military force or Japanese armed force (国軍)
陸上自衛隊 Japanese Army (日本陸軍)
海上自衛隊 Japanese Navy (日本海軍)
航空自衛隊 Japanese Air Force (日本空軍)

【常備兵員数の比較】

英国際戦略研究所(IISS)「ミリタリー・バランス」2016年版 からEU主要国の現役兵力数を抜き出し、自衛隊と米軍の兵力推移も並べてみた(前田哲男「世界」2016.12号)

	2015年	陸軍	海軍	空軍	1990年
ドイツ	17万8600	6万450	1万6150	2万8600	47万6300
フランス	20万8950	11万1650	3万6050	4万3600	45万3100
イギリス	15万4700	8万8300	3万2500	3万3900	30万100
イタリア	17万4500	10万2200	3万400	4万1900	36万1400
自衛隊	24万7150	15万1000	4万5500	4万7100	24万6400
アメリカ	138万1250	50万9540	32万6800	16万5150	202万9600

1990年の冷戦崩壊後、EU各国が軍備縮小へと向かい、軒並み半分以下に減員し、アメリカですら32%削減。しかし、日本は「専守防衛」の看板のまま維持してきた。

【自衛隊の装備－主要兵器の比較】

1990年から2015年における正面装備(戦車・戦闘機・主要艦船)の推移(前掲前田哲男)

① 主力戦車(MBT) 独軍 7000輛 ⇒ 306輛
仏軍 1392両 ⇒ 254両

	英軍	1314両	⇒	227両
	伊軍	1220両	⇒	777両
	日本	1200両	⇒	777両
② 戦闘機	独軍	638機	⇒	235機
	仏軍	845機	⇒	281機
	英軍	530機	⇒	254機
	伊軍	449機	⇒	244機
	日本	422機	⇒	557機
		+ ステルス戦闘機147機・オスプレイ17機購入契約		
③ 主要水上戦闘艦	独軍	14隻	⇒	15隻 (潜水艦24隻⇒5隻)
	仏軍	41隻	⇒	23隻 (潜水艦17隻⇒10隻)
	英軍	48隻	⇒	19隻 (潜水艦24隻⇒10隻)
	仏軍	32隻	⇒	19隻 (潜水艦9隻⇒6隻)
	日本	66隻	⇒	47隻・潜水艦17隻 大型化・高戦力化 (ヘリ空母 0隻⇒予定4隻。ミサイル駆逐艦6隻⇒26隻)

【世界軍事力ランキング (米グローバル・ファイヤーパワーより)】

- 2021年 ①米 ②露 ③中国 ④印 ⑤日本 ⑥韓国 ⑦仏 ⑧英 ⑩独
 2022年 ①米 ②露 ③中国 ④印 ⑤日本 ⑥韓国 ⑦仏 ⑧英・⑩伊
 2023年 ①米 ②露 ④中国 ④印 ⑤英 ⑥韓国 ⑦パキスタン ⑧日本 ⑨仏 ⑩伊

【中国から見た日本の軍事力 (中国メディア『百家号』2021年2月24日記事より抜粋 「日本の軍事力は核保有国より上だ、だからこそ警戒を」 編集担当：村山健二)】

「中国は国連の常任理事国であり、また広大な国土と莫大な人口を抱えているだけに、それを守るだけの軍事力が必要なのだ」

日本は、「広大な国土や莫大な人口を抱えていないにもかかわらず、強大な軍事力を保持している。「人口や国土の規模と軍事力が見合っていない」「核兵器を保有している英国やフランスより上であるのは、日本の経済力が理由だ」「経済力があるからこそ、日本は軍事に多額の資金を投じることができるのだ」

「日本は第2次世界大戦の敗戦国であり、軍事力の保持については一定の制限がある」一方、「日本には米軍が駐留していることもあって、自衛隊には米国の最先端の武器や兵器が配備されており、それが日本の軍事力ランキングを押し上げる要因になっている。軍事力とは「国力」が反映されたものである以上、日本への警戒を緩めることはできない

【現在行われている海外派兵】

■ 南スーダン国連PKO派遣

施設部隊と司令部要員が2011年6月から派遣され、施設部隊約350名は2017年撤退したが、司令部要員2名が継続。軍事的任務（PKF）に基づき国際交戦法規が適用。

■ ジブチ基地（2009年海賊対処法に基づく。海賊対処なき後も恒久基地化）

2011年7月自衛隊航空隊の拠点基地として開設。P3C哨戒機の他、護衛艦、派遣航空隊も編入し、400人の隊員が活動。今では日本・NATOの中東・アフリカ戦略の拠点になっている。

■ シナイ半島の多国籍監視軍MF0

2019年4月、安保法制で新設した「国際連携平和安全活動」として司令部要員2名を派遣。米軍が主力で軍事的任務遂行。イスラエルをアラブ諸国から守る目的がある。

■ 中東における情報収集活動

オマーン湾、アラビア海、アデン湾の3海で、米国の呼びかけに馳せ参じた。「平和と安定」「日本関係船舶の安全の確保」を名目に、2019年12月閣議決定で護衛艦とP3C対潜哨戒機を派遣している。水上部隊約200名、航空隊約60名。ジブチ基地を拠点にしている。

2. 兵士（自衛官）の本質と実際

【自衛官は兵士。兵士の本質は「賭命義務」】

⇒ 自衛官は、命令と服従により行動する。服従義務の究極は「自らの命を賭けて、相手をせん滅（殺傷）すること。

警察は「確保」と「武器使用」、軍隊は「せん滅」と「武力行使」。

○バートランド・ラッセル（英・哲学者） 「愛国者というのはいつでも、その祖国のために死ぬことを語る。そしてその国のために人殺しをすることは決して言わない」（「人類に未来はあるか」110頁） ※ ラッセル・アインシュタイン宣言（核兵器廃絶）

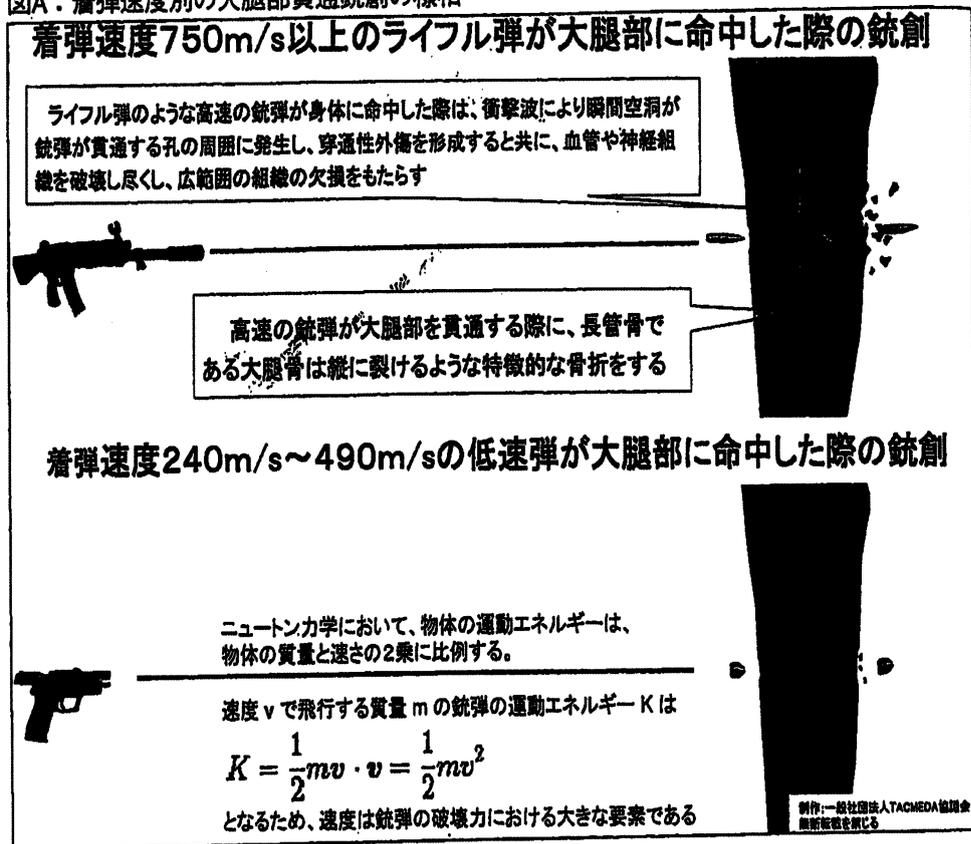
【銃による殺傷方法】

■ 5.56mm小銃（1970年代以降の世界標準）

この小銃弾は、身体への侵入直後に破壊力が最大になり、容易に破片化することにより、一発の銃弾で複数箇所の穿通（セツウ）性外傷をもたらす。2010年以降には、一発の銃弾で戦闘力を確実に奪うため、骨盤付近を狙うようになった。骨盤に命中できれば直ちに歩行困難に

なり戦闘力を奪うことができるうえ、止血困難であるため戦死になりやすい。

図A：着弾速度別の大腿部貫通銃創の様相



■ 多用されるIED（即製爆発装置）

現代の戦闘では、IEDが多用されている。IEDは遠隔操作で爆発させるので、爆破の実行者は安全を確保しながら効率的な殺傷が可能である。自衛隊の海外派遣における駆けつけ警護が開始されれば、IEDによる爆発に遭う可能性が高い（南スーダン訴訟で主張）。

【素手による殺傷－「当身技」「徒手格闘」】

■ 格闘一般の心構え（新入隊員必携より）

「格闘に当たっては、攻撃の方向・部位又は手段などを冷静かつ瞬時に判断し、旺盛な闘志をみって、初動よく敵の死命を制しなければならない。」

■ 当身技に用いる部位

「当身技には、主として手・足・ひざ等を使用するが、これらの部位もそのままでは使用できない。武器として使用するためには、手を拳に、足を蹴り足に作らなければならない。これを拳足のつくりという。拳足のつくりは、目標に当る直前に完了させる。」

■ 当身技（徒手格闘）と訓練による事故多発

相手と素手で格闘して致命傷を与える。解説書には「地面という武器を活用」し、「綺麗に決まれば後頭部を地面に叩きつけることができるため、効果は大きい」と書かれている。

生命・身体の損傷につながる危険性が極めて高いもので、自衛隊の「業務事故」の半分が徒手格闘訓練によるもの（命の零裁判の証拠より）。

真駒内基地における徒手格闘に伴う傷病者（H18. 1～12. 31）

発生年月	所属部隊	階級	年齢	傷病名	発生状況	治療期間	公務認定の有無
18.01	11施設大隊	士長	25	足関節靭帯損傷	錬成訓練中	1ヶ月	無
18.07	11特科連隊5大10中	2曹	31	左肩左肩関節唇損傷	試合形式	3ヶ月	有
18.07	11施設大隊	2尉	27	背筋痛	錬成訓練中	1ヶ月	無
18.09	11特科連隊2大本管	1曹	44	左足親指中骨骨折	第4教習	2ヶ月	無
18.10	11戦車大隊3中	士長	23	腰痛	試合形式	1ヶ月	無
18.10	11施設大隊	3曹	33	顎部損傷	錬成訓練中	1ヶ月	無
18.10	11施設大隊	士長	26	膝関節損傷	錬成訓練中	1ヶ月	無
18.11	18普連2中	士長	29	左手根骨骨折	試合形式	2ヶ月	無
18.11	18普連3中	2士	26	右手甲骨骨折	第3教習	2ヶ月	
18.11	11後方支援連隊補給隊	3曹	27	軽度の捻挫	第3教習	3日間	無
18.11	11後方支援連隊衛生隊	3曹	27	左肋骨疲労骨折	試合形式	1ヶ月	無
18.11	11後方支援連隊衛生隊	1士	18	右下顎部炎症	試合形式	1週間	無
18.11	11後方支援連隊輸送隊	士長	19	急性硬膜下血腫(死亡)	約束訓練	2日	有
18.11	11戦車大隊本管中	2曹	33	左膝内側打撲	試合形式	1ヶ月	無
18.11	11戦車大隊本管中	3曹	26	右肘捻挫	試合形式	1ヶ月	無
18.11	11戦車大隊3中	士長	23	右大腿部打撲	試合形式	1ヶ月	無
18.11	11施設大隊	士長	19	膝関節損傷	錬成訓練中	1ヶ月	無
18.11	11施設大隊	士長	26	首関節損傷	錬成訓練中	1ヶ月	無
18.11	11施設大隊	2曹	37	首関節損傷	錬成訓練中	1ヶ月	無
18.11	11施設大隊	3曹	33	首関節損傷	錬成訓練中	1ヶ月	無
18.12	18普連本管中	1曹	36	右第5中手骨骨折	第3教習	3ヶ月	無
18.12	18普連本管中	3曹	31	右前十字靭帯損傷	連隊競技会	4ヶ月	
18.12	18普連1中	1曹	39	右第1趾骨折	連隊競技会	3ヶ月	無
18.12	18普連重迫中	2士	19	右第1指骨折	第3教習	3ヶ月	有
18.12	11特科連隊2大本管	3曹	33	右膝十字靭帯断裂	練習中	8ヶ月	有
18.12	11高射大隊1中	3曹	31	右足首外側靭帯損傷	第3教習	1ヶ月	無
18.12	方面衛生隊101野病隊	士長	24	右足関節外踝骨折	試合練習	2ヶ月	
18.12	方面衛生隊301救急車隊	3曹	24	左足関節捻挫	徒格集合訓練	2ヶ月	無

【現代戦闘の殺傷力と医療の救命力との間の著しい能力差】

現代の戦闘は「効率的な殺人」に他ならず、他方、負傷者の救出・救助・救命・救護・治療は一人ずつ行なうほかに方法はない。今後、たとえ医学がどれだけ発達しても、精密兵器、大量破壊兵器が用いられた場合は、この差は途方もないほど大きなものとなる。

救急処置・応急処置教育の比較表(軍事研究2016年10月号より)

技術		米軍 全将兵	自衛官	米軍CLS/ ヨルダン軍全将兵	MEDIC	日本国救 急救命士
戦闘外傷救護・初療の 考え方	戦闘外傷救護・初療の段階区分	○		○	○	
	受傷時の初期対応	○		○	○	
	大量傷病者対応	○		○	○	
出血の制御	救命器具としての止血帯	○	●	○	○	
	緊縛止血用器具としての止血帯	○		○	○	○
	ガーゼ包帯	○		○	○	○
	圧迫止血用モジュール包帯 (止血帯の補充・全身の被覆)	○		○	○	
	血液凝固促進剤(顆粒状・包帯状)	○		○	○	
意識レベルの評価	AVPU法	○		○	○	
	GCS法				○	
バイタルサインの観察と 記録	モニター類を用いない方法	○		○	○	○
	モニター類による方法				○	○
疼痛の評価		○		○	○	○
ショック状態の評価	循環血液量減少性ショック	○		○	○	○
	血液分布異常性ショック	○		○	○	○
	閉塞性ショック	○		○	○	○
	ショック体位・被服の処置	○		○	○	○
気道の損傷または閉塞	用手気道確保と呼吸の評価	○	●	○	○	○
	気道内異物の除去	○		○	○	○
	経鼻エアウェイ	○		○	○	○
	回復体位による気道閉塞の防止	○		○	○	○
	座位・前屈み体位による気道閉塞の防止	○		○	○	
	声門上気道確保器具(King LTS-D)				○	○
	外科的気道確保				○	
	気管挿管				○	○心肺停 止時のみ
胸部外傷	胸部外傷・防弾ベスト外傷の観察・評価	○		○	○	
	多発肋骨骨折(フレイルチェスト)の処置	○		○	○	○
	胸部穿通性外創の閉塞(チェストシール)	○		○	○	○
	胸部穿通性外創の用手による応急閉塞	○		○	○	○
	胸部穿通性外創の応急資材による閉塞	○		○	○	○
	胸部穿通性外創の包帯被覆	○		○	○	○
	胸部負傷者の体位による呼吸機能の維持	○		○	○	○
胸腔減圧	酸素投与				○	○
	バックバルブマスク換気				○	○
	胸腔ドレナージ				○	
	胸腔減圧(Burp法)	○		○	○	
	胸腔減圧(胸腔穿刺法)			○	○	
	静脈輸液路確保				○	○心肺停 止時のみ
	骨髄輸液路確保				○	
輸液蘇生療法				○		
四肢麻痺の評価	鎮痛剤投与(モルヒネ・ケタミン)				○	
	抗生剤投与				○	
	トラネキサム酸(トランサミン)投与				○	
	血液製剤投与				○	
	四肢麻痺の評価	○		○	○	○
	被服の裁断と負傷部位の露出	○		○	○	○
体温管理	低体温の予防	○		○	○	○
	身体冷却	○		○	○	○
穿通性眼損傷	アイシールドによる被覆	○		○	○	○
	アイシールドによる眼球運動制限	○		○	○	○
	経口抗製剤投与 (モキシフロキサシン=アベロックス)	○		○	○	
薬剤の経口投与・筋肉 内投与	経口抗製剤投与	○		○	○	
	抗生剤筋肉注射	○		○	○	
	経口鎮痛剤投与(非麻痺)	○		○	○	
	フェンタニルキャンディー	○		○	○	
	抗生剤筋肉注射	○		○	○	
	ケタミン筋肉注射	○		○	○	
骨折部位の安定化	副子固定	○		○	○	○
	牽引式副子固定	○		○	○	
熱傷治療	熱傷原因の除去	○		○	○	○
	熱傷面積の評価	○		○	○	○
	熱傷面の被覆	○		○	○	○
	輸液療法	○		○	○	
CBRNe	軽症時の自己救護	○		○	○	
	重症時の相互救護	○		○	○	
	皮膚の除染	○		○	○	
	除染のための防護衣の除去と再被覆	○		○	○	
	化学熱傷の処置	○		○	○	
傷病者の記録	必要な処置の判定	○		○	○	○
傷病者の救出救助・輸 送技術	車両・航空機からの救出・救助	○		○	○	
	適切な輸送手段の判定	○		○	○	
	徒手輸送	○		○	○	
	ロール式担架による輸送	○		○	○	
	助成担架による輸送	○		○	○	
	軍事車両への適切な搭載	○		○	○	
傷病者後送要請・報告	9LINE様式等 無線機の取り扱い	○		○	○	

【特別職国家公務員】

日本の国家公務員 59.8 万人 うち防衛省職員 26.8 万人 (46%)

自衛官 24.7 万人 (42%) 防衛事務官・技官 (4%)

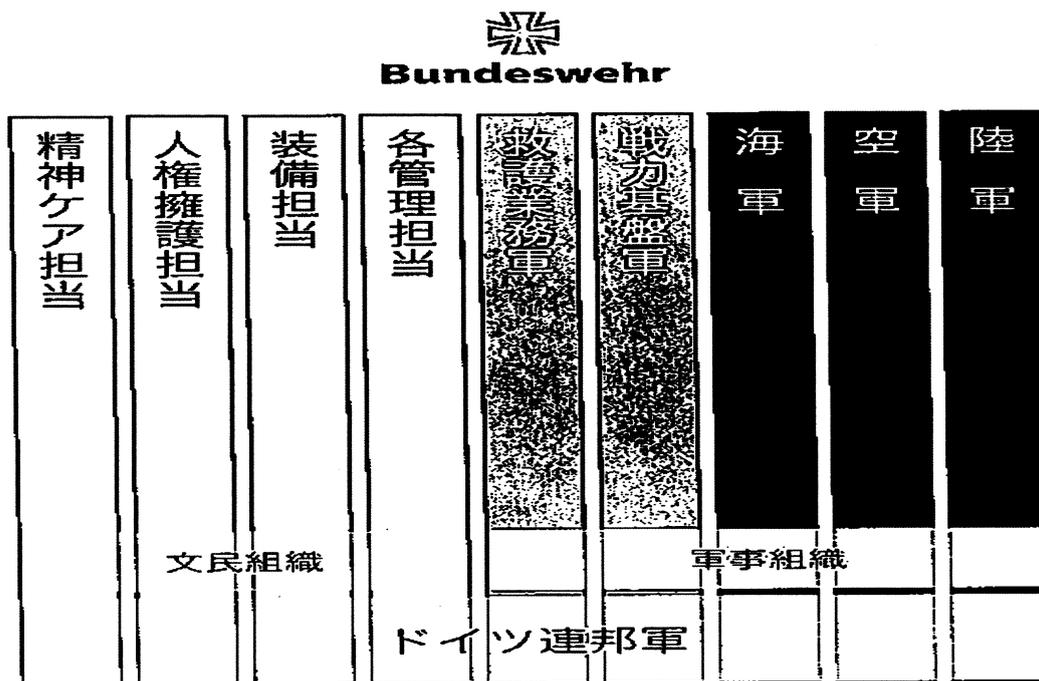
階級を持たない自衛官以外の隊員は、原則として戦闘には参加しない。

防衛大学校は大学でない。学校生（「学生」ではない）は自衛隊員で特別職国家公務員。

【自衛官の人権とは—第2次大戦後に再軍備した2つの国が辿った道】

○ ドイツ（西ドイツ）憲法 立憲主義による徹底した統制下での再軍備
軍事オンブズマン制度（議会直属の独立チェック機関）

- ・ 兵員法第6条（兵士の市民権）「兵士はすべての他の市民と同等の権利を有する」
- ・ 同第11条（服従）（1）兵士は上官に従わなければならない。（中略）ただし、命令が人間の尊厳を侵し、勤務目的のために与えられたものでない場合には、それに従わなくても不服従とはならない。（2）命令はそれによって犯罪が行なわれるであろう場合には、兵士は命令に従ってはならない。
- ・ 兵士・家族の労働組合の存在と活動



ドイツ国防省ホームページより参照

- 日本国憲法 憲法9条 1項 武力の行使・武力による威嚇を禁止（戦争放棄）
2項 戦力の不保持（兵器だけでなく兵士も含む）

- ・「専守防衛」の論理－「戦力」ではないから憲法9条2項に違反しない。
- ・1954年自衛隊発足当時、旧陸海軍正規将校が幹部自衛官として自衛隊の幕僚機関の主流を占め、1967年当時で陸自2288人、海自1563人、空自1063人の計4914人。1969年当時で旧陸海軍出身者の割合は、将クラスで80%、一佐で78%、二佐で66%。
軍人勅諭「義は山嶽より重く、死は鴻毛より軽しと心得よ」
- ・戦前、人を人と扱わない無権利状態が無謀で非人道的な戦いを強いたが、戦後も清算されないまま自衛隊に引き継がれた。それが今日のハラスメント体質の原因の1つ。
- ・唯一の幹部養成学校である防衛大において、憲法教育・民主主義教育なされず。

3. 自衛隊員の生活－「軍紀」「躰」ハラスメント

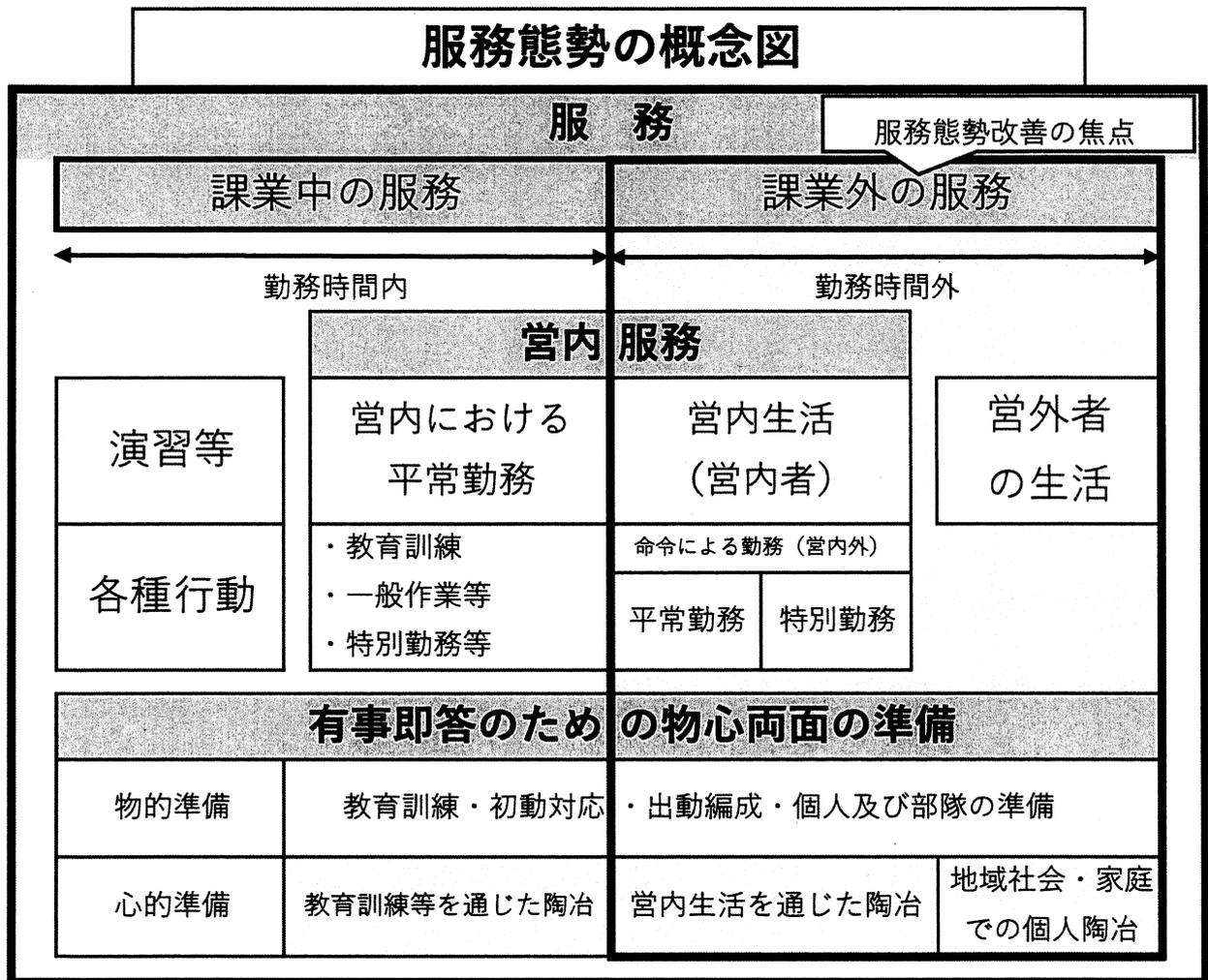
【軍紀とは「サービスハンドブック（幹部隊員用・サービス参考資料）」より】

- 「自衛隊はその規律の基礎を戦闘におく。戦闘の目的は、敵に勝ち味方を守ることにある。従って規律は最も厳正であることを要し、非常危急の際にこそ役立つものでなければならぬ。
厳正な規律によってのみ、部隊はその行動において正しく、速く、強く、ことに臨んで確実に目的を達することができる。規律は部隊の生命である。」とする（9頁）。
- 「自衛隊の規律の特性で一番重要な点は、規律の基礎が戦闘にあるということである。戦闘の規律から発して、すべて平時の規律が作られていることが、一般の社会の規律とは異なっている。」（13頁）
こうして、「自覚に基づく積極的な服従の習性を育成する」（6頁）とされる。

【サービス指導における「躰」指導】

- 航空自衛隊が新入隊員教育（平成16年入隊者。浜松基地）で配布した「躰（しつけ）」によれば、躰には2つの側面がある。「自衛隊員は自衛隊の使命に鑑み、一般の市民に比べ精神要素の涵養が必要である。（略）即ち、隊員個人はより高い徳操を身につけた存在でなければならない。形から入る「しつけ」が習性となる時、個人の徳操を形成する。」
- 「職場での『躰（マナー）』」には、「しつけ」の所以について次のように書いてある。
「今の若者は社会常識にうとく、礼儀作法をわきまえないと言う批判を聞く。これは何も若者に限ったことでなく、日本の社会全般にわたって共通の問題である。かつて東洋の君主国と言われたわが国は、太平洋戦争後封建制度の否定とともに古来の美風も崩壊して、それに変わるべき新しい規律は誤れる自由主義の名目の下にいまだに固定化していない。」
「昔の日本人には、環境や階級の差こそあれ厳しい礼儀作法のしきたりがあって、社会の秩序を保ち、人間関係を円滑にする上で重要な役割を果たしていた。」

【所定労働時間の概念なく「課業内・課業外」の24時間即応体制】



【営内(寮)生活の実態】

- 営内生活は相部屋で、2～4人。隣のベッドとの距離は2メートルもない。ロッカーやハンガーラック等を使用してお互いのスペースを区分けして、プライベート空間を作る工夫をしていたが、平成27年頃からは、自殺防止などを理由にベッドの間に「壁」を作ることが禁じられ、暖簾やタペストリーで見えなくすることすら禁じられている。
- 同室の者同士も、階級や入隊年数で上下関係があり、必ずしも親密になれるわけでもないため、隠れてうわさ話をされたり、好奇の目で見られたり、無視されたりすると、精神が休まる間がなくて辛い。いじめの温床となっている。

4. 深刻な隊員不足－入隊勧誘と退職妨害

【安倍政権が改憲の理由に】

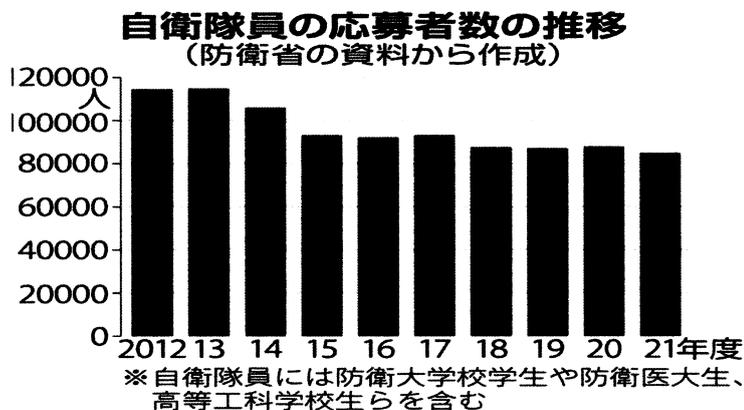
2019年1月30日、衆議院本会議で、安倍晋三元首相が、自衛官募集のための適例社名簿の提供をめぐり、「全国の6割の自治体が非協力。だから憲法に自衛隊を明記しなければならぬ」と発言して、自衛隊明記の改憲論の論拠の1つとする。

同年2月初め、防衛大臣が記者会見で実態を公表（約4割が名簿リストを提供、約3割が自治体が予め情報（年齢・性別・住所・氏名）を抽出して閲覧させ自衛隊が書き写す、約2割が住民基本台帳全部を閲覧させ自衛隊が書き写す、約1割が非協力）。

2021年2月5日 通達（防人育第1450号 総行住第12号）発出 ⇒ 名簿提供問題

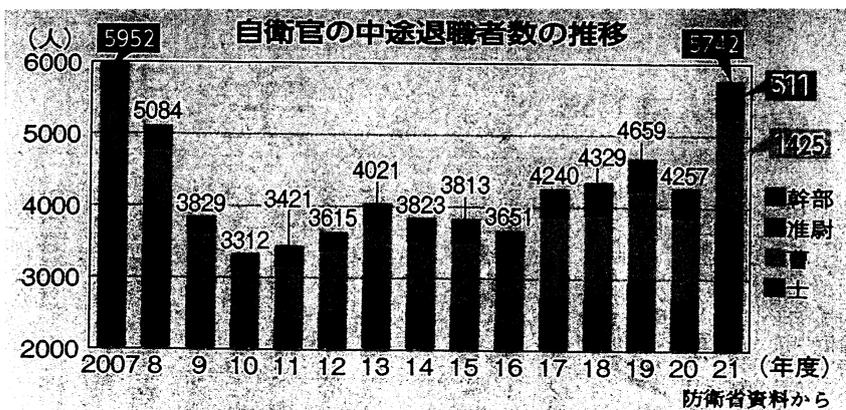
【隊員不足の現状－応募者数と退職者数】

- 自衛隊員の応募者数の漸減（道新2023）－ 2023年は7万5000人



注) 自衛隊は応募者の減少を少なく見せ、地方協力事務所が「実績」作りのために、就職先が決まっている高校生にも応募させるなど数字の「かさ上げ」がある。

- 中途退職者の激増（赤旗2023） 2021年前年比35%減。2022年以降も増加続く。



【原因はどこにあるか】

- ・ 戦争のリアリティ – ハイブリッド戦争 台湾有事（「戦争前夜」）
- ・ 兵士のリアリティ – ハラスメント コンバット・ストレス 戦争トラウマ

【戦闘行為に従事した米兵（コンバット・ストレス）の自殺者の実態】

米退役軍人省は、1999年から統計を取り始め、2012年までに21州で2万7000人が自殺し、さらに他29州で3万4000人と推定。現在、自殺者は1日20人・1年7000人を超え、イラク・アフガニスタン戦争の犠牲者6700人を超える。PTSDは60万人以上いる。

オバマ政権は帰還兵自殺防止法を成立(2015年)。トランプ政権は自殺防止対策委員会を設置(2019.3)。退役軍人省は自殺防止を最優先課題に掲げている(以上、2019.9.10道新報道)

- ・ 戦後の平和憲法下で培われた世代を超えた「人権意識」「非戦」の国民意識の根強さ

5. 長沼判決から50年—反戦・護憲のたたかいの現在地

【長沼裁判とは何か】

長沼ナイキ基地訴訟は、航空自衛隊が、長沼町の馬追山にナイキ地対空ミサイル基地を建設する計画を立て、農林大臣が1969年、森林法に基づき水源涵養保安林の指定を解除した。これに対し、地元の農民らが保安林指定解除処分により洪水の危険性が高まったとして、自衛隊の違憲性と保安林指定解除の違法性を主張して、処分取消を提起した。

当時は冷戦の最中でアメリカはベトナム戦争を遂行していた。長沼ナイキ基地は、ソ連が発射したミサイルを撃ち落とし、千歳基地を中心とする地域を守るものとされた。

札幌地裁・福島裁判長は、保安林解除の目的が憲法に違反する場合には森林法第26条にいう「公益上の理由」にはあたらないとし、保安林指定解除処分とナイキ基地の発射基地の設置により、有事の際には相手国の攻撃の第一目標になるため、住民の「平和のうちに生きる権利」（平和的生存権）を侵害するおそれがあるとして、原告らの訴えの利益を認める判決をした。

長沼判決は、「専守防衛」とされる自衛隊の実態、演習訓練の内容などを詳細に分析し、「明らかに『外敵に対する実力的な戦闘行動を目的とする人的、物的手段としての組織体』と認められるので、軍隊であり、憲法第9条2項によってその保持を禁ぜられている『陸海空軍』に該当する、問題のミサイル基地は、付近住民の安全を守るものではなく、一朝有事の際にはまず相手国の攻撃の第一目標になるもの」であるから、ミサイル基地設置が付近住民の平和的生存権を侵害することになるとして、保安林指定解除処分を取り消した。

現在設置が進んでいるのは敵基地攻撃能力をもつ長距離ミサイルであり、違憲性は明白。

【長沼判決の意義－平和的生存権の発展】

自衛隊イラク派遣の違憲性を問う訴訟で、2008（平成20）年4月17日名古屋高裁判決が、平和的生存権について、市民が政府の戦争遂行行為に対してして差止や損害賠償請求ができる具体的な権利であることを認めて、イラクでの航空自衛隊の活動を憲法9条違反とした。

イラク訴訟では、加害者にならないということも平和的生存権の内容だとし、海外派兵を市民の立場から止める権利へと発展させた。

名古屋高裁判決の結果、自衛隊は同年12月までに完全撤退し、それ以降、国連PKOを除き、安保法制成立後においても自衛隊海外派遣を許していない。長沼判決は生きている！！

【長沼判決の意義－国際立憲主義への寄与】

21世紀に戦争を根絶することをめざし1999年5月に開催された「ハーグ世界市民平和会議」では、採択された基本10原則の第1項目は「各国議会は、日本国憲法9条のように、自国政府が戦争をすることを禁止する決議を採択すべきである」。そして2016年12月の国連総会では国連人権理事会が起草した「平和への権利宣言」が採択された。

国際の平和の実現を、安保理中心の政治力学（パワーバランス）に頼るのではなく、国境を超えた人権として捉えるようになった。核兵器禁止条約もその道筋にある。

【憲法9条2項の「戦力」不保持の意味を問い直す】

日米軍事同盟（集団的自衛権）強化、軍備拡大、軍事費増大ストップと並行して、

「軍人は、兵士である前に市民である」

「兵士の人権を守ることは、軍隊を誤らせないこと」

「教え子を再び戦場に送らない」（教師）

「誰の子どもも殺させない」（ママの会）

「軍事費削って、教育・福祉・医療・地域経済に」（福祉国家への転換）

とするたたかいを！

6. 最後に

補論 五ノ井里奈さんの性暴力事件の衝撃と自衛隊の対応

【事件の概要—告発事実（ネット公開）】

「自衛隊に入隊してからセクハラは日常的に受けていましたが、私が告発を決意したのは、2021年8月3日に起きた性被害でした。訓練場所の宿舎で、先輩の男性隊員3名が、かわるがわる私の首をキメて押し倒し、私の股を広げ、陰部に性器を何度も押し当てるようにして、腰を振ってきたのです。その様子を見ていた男性隊員は他にも十数名いたのにも関わらず、止めてくれる隊員はおらず、笑ってみている状態でした。

私の被害申告を受けて、自衛隊の総務・人事課にあたる1課が取り調べをしましたが、目撃していた男性隊員は、誰も証言してくれませんでした。このままではいけないと思った私は、自衛隊内での犯罪捜査を専門とする警務隊に被害届を出し、取り調べをしてもらった結果、強制わいせつ罪で検察庁に書類送検になりました。検察官の取り調べでは、「五ノ井さんの証言は真実なものだと思うけど、20人が見ていない、やっていないと言ったら難しくなってくる」と言われました。そして、2022年5月31日不起訴という結果が出ました。」

【暴力性・犯罪性】

彼女は、2020年4月の入隊時からセクハラ「洗礼」を受けていたが、それが部隊内で問題にされることはなく、彼女も問題にしたことがなかった。

彼女は、2021年8月3日の性暴力を契機に中隊長に訴えたが、同じ性暴力を6月24日に同じ山中の訓練中にテントの中で振るわれていたが、この時はまだ上官に訴えていない。

彼女の勇気に共感の輪が広がったが、そのような彼女をして、部隊のセクハラを告発するハードルは、それほど高いもの。

【集団性と組織的隠蔽】

彼女への性暴力は、中隊の山中での訓練中に起き、約50人の隊員が参加していた。彼女への性暴力行為を見ていた男性隊員は十数名おり、止める隊員はおらず笑ってみている状態だった。特別防衛監察は、同僚の女性隊員も被害に遭っていたと公表した。

部隊の調べに対し、目撃していた男性隊員は誰も証言してくれなかったのはなぜか。

第1に、軍隊では「精強さ」が求められ、それが「男性性」と結びつき、「軍事文化」を形成している。従って、ハラスメントは女性だけでなく（弱い）男性にも向けられる。

第2に、集団性で、幹部や先輩隊員が下の隊員を使った「度胸試し」「悪ふざけ」の可能性があり、加害者個人の「私行上の非行」ではなく、中隊ぐるみの「集団犯罪」の可能性すらある。

【五ノ井さんの闘いと防衛省の対応】

彼女は、昨年9月18日に警務隊に強制わいせつ罪として被害届を提出したが、福島地検は今年5月31日不起訴処分にした。警務隊は自衛隊内の治安組織であり部隊の方針に反することはせず、検察官は警務隊に丸投げ（追認する）であるため、予想された結果である。

彼女は、7月からネットを通じて実名で、「第三者機関」設置による調査と加害者の処罰を求め、「自衛隊内におけるハラスメントの経験に関するアンケート」を呼びかけた。

オンライン署名は10万筆以上集まり、アンケートには146人の回答が寄せられ、8月31日に防衛省に提出。防衛省は9月6日、全隊員を対象に特別防衛監察を行なうと発表した。

9月27日防衛省は、事実を認め、10月17日加害者4人が彼女に直接謝罪した。11月未までの被害申告は1414件。現在、11月1日に設置された有識者会議で防止策を検討し、本年8月18日「ハラスメント防止対策の抜本的見直しに解する提言」を防衛大臣に提出した。

【アンケートに寄せられた事案】

- ・女性隊員のレントゲン写真をみんなで回して眺める（乳房の形、乳首などはっきり見える）
- ・飲み会で体を触ったり、男性隊員の局部に服の上からキスを強要
- ・宴会で野球拳に参加させられ、服を脱ぐのを拒否すると平手で顔を殴られた
- ・既婚者の陸曹に消灯後呼び出され、押し倒され体を触られた
- ・班長に「お前でもいいからやりたい気分だ」と言われ、胸を揉まれ、暗闇に連れて行かれた
- ・飲み会の席で准尉から胸をもまれ、キスをされたが周りは見つめられた
- ・演習中、三尉に強制性交された。警務隊の事情聴取の内容を部隊内で漏らされ誹謗中傷された
- ・飲んだら脱ぐ（全裸）ことが頻繁。先輩女性自衛官は頭の上に男性の陰部を直接乗せられ、「ちよんまげ！」とおふざけに利用されていた。怒っても上司らは笑っているだけだった
- ・男性営内班に連れ込まれ、部屋にいる隊員に服を脱がされ、何度も犯された

【問題の本質と課題】

防衛省は、全隊員を対象に行なうと大風呂敷を広げたが、実際は隊員の申出者は少ないと折り込み済み。こうして、彼女の案件の早期決着を図り、組織ぐるみの犯行であり、組織ぐるみで隠蔽したことが致命的な政治問題にならないようにした。

しかし、特別防衛監察は、対応窓口に専門性や調査権限がない、何も動かなかった等の苦情が自衛官の人選弁護団に寄せられた。有識者会議の提言には、現場のリアルな状況が反映されていない、人権教育の観点がない、相談機関に専門性も第三者性もない等の批判が集中した。

そこで、弁護士が、自衛隊員や家族の切実でリアルな意見を集約し、防衛省・自衛隊、政府・国会に追及するべく、11月1日よりハラスメント根絶全国アンケートを実施している。